

令和6年度

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して

川口市社協会員制度

ご加入のお願い



- 社会福祉協議会(社協)は社会福祉法に基づいて設置される、地域福祉をすすめる民間の非営利団体です。
- 社協の会員制度は「会費」というかたちで福祉活動に参加・協力していただく、助け合いの制度です。
- 会費は地域で困りごとを抱えているかたや制度の狭間にいるかたへの支援、地域との繋がりが希薄になってしまったかたへの居場所づくりなど、さまざまな福祉活動に活用させていただきます。
※会費の詳しい使いみちは裏面をご覧ください。

会員の種類と会費

- ◆個人会員 年額 1口 1,000円
 - ◆賛助会員 年額 1口 5,000円(企業・団体・個人のかた)
 - ◆施設・団体会員 年額 1口 2,000円(福祉施設・団体・ボランティア団体のかた等)
- ※賛助会員および施設・団体会員は、希望により、社協広報誌「社協だより」へ会員名を掲載させていただきます。

このリーフレットは、福祉活動へのご理解のもと、次の企業の協賛をいただいて発行しています。

金融+で、未来をプラスに。 RESONA GROUP



埼玉りそな銀行

RESONA



More For You

もっと、街・暮らし・笑顔のために

武蔵野銀行

地域一番の金融サービスを目指して

 青木信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/aoshin/>

地域と共に100周年 感謝のバトンを未来へつなぐ



川口信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/ksb/>

“未来へつなぐ”地域とJA~地域密着JAさいたま~

 さいたま農業協同組合

<http://www.ja-saitama.or.jp/>

地域は町会・自治会に支えられています。社協では町会・自治会への加入をお勧めしています。